寄託者様　各位

2026年　2月　5日

日新冷蔵庫株式会社

改正標準冷蔵倉庫寄託約款への移行のご連絡

貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、国土交通省において、標準冷蔵倉庫寄託約款の改正が行われ、2026年4月1日より施行されます。これは制定から60年以上が経過し、その間の時代変化や、民法・商法の改正があり、実態に即していないことや、新たに生じた課題などに対応できていないことが顕在化するところとなったため改正されました。

皆様ご存知のように、営業冷蔵倉庫（営業倉庫）は、倉庫業法により「倉庫業者は倉庫寄託約款を定め、その実施前に、国土交通大臣に届け出なければならない。ただし国が定める標準寄託約款の場合は、届け出たものとみなす」となっております。

従って、2026年4月1日以降標準寄託約款に基づく寄託契約については、この改正標準冷蔵倉庫寄託約款を適用させて頂きますので、ご承知おきください。

なお改正約款については下記の方法にてご確認ください。

記

・改正標準冷蔵倉庫寄託約款の確認方法

1）弊社受付に店頭掲示

2）国土交通省ホームページ内（標準冷蔵倉庫寄託約款）

3）一般社団法人日本冷蔵倉庫協会ホームページ内

2026年4月1日以降の入出庫等については改正約款を適用させて頂きます。

2026年3月31日からの繰越在庫に関しても適用させて頂きたく存じますが、その場合貴社の同意が必要となります。不同意の場合は2026年3月末日までにご連絡ください。

ご連絡がない場合は、ご同意頂いたものとみなします。

以上

ご理解の上、引き続きご愛顧のほど、謹んでお願い申し上げます。